

答 申 第 1 4 号

鎌情・個審査第26号
平成24年10月4日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成23年10月13日付け鎌産第989号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「第三次鎌倉漁港対策協議会の委員に関する以下の内容のわかるもの。1：委員選出の経緯と理由（個人別）2：当該漁港建設計画にかかる利害の有無とその内容」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成23年7月26日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

ただし、平成23年7月13日付けで異議申立人が行った公開請求に対して、鎌倉市長が平成23年7月26日付けで、「公開請求に係る行政文書の内容」の記載を以下に掲げる文書1ないし3（以下「本件対象文書」という。）へと変更した上で行った一部公開決定につき、当該部分の記載を「第三次鎌倉漁港対策協議会の委員に関する以下の内容のわかるもの。1：委員選出の経緯と理由（個人別）2：当該漁港建設計画にかかる利害の有無とその内容」に訂正し、改めて請求の趣旨に則った通知書を交付すべきである。

文書1 鎌倉漁港対策協議会委員の委嘱について

文書2 鎌倉漁港対策協議会委員の推薦及び派遣について

文書3 鎌倉漁港対策協議会委員の結果について

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成23年7月13日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「第三次鎌倉漁港対策協議会の委員に関する以下の内容のわかるもの。

1：委員選出の経緯と理由（個人別）2：当該漁港建設計画にかかる利害の有無とその内容」に係る行政文書公開請求を電子申請により行った（以下「本件請求」という。）。

イ 補正

実施機関は、異議申立人が公開を求めている文書を本件対象文書と特定し、異議申立人の了解を得て、上記の行政文書名を行政文書公開請求書に追加記載し、平成23年7月26日付け鎌倉市指令産第10号で異議申立人に条例第7条第1項の規定により行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、実施機関が平成23年7月26日付け鎌倉市指令産第10号によって異議申立人に対して行った本件処分に対し、平成23年8月12日付けで、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の通知内容が更正された決定を求めて異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立人の主張は、本件処分による通知内容は回答が請求の主旨を満たしていないため、通知内容が更正された決定を求める、というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成23年11月30日付けで提出された意見書及び平成24年7月13日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 平成23年7月13日付けで公開請求した内容は、「第三次鎌倉漁港対策協議会の委員に関する以下の内容のわかるもの。1：委員選出の経緯と理由（個人別）2：当該漁港建設にかかる利害の有無とその内容」（以下「請求文書」という。）であるが、本件対象文書には、12人中10人（漁業経験者、関係団体、学識経験者）について市が各推薦母体を選定した経緯・理由及び当該計画にかかる利害の有無とその内容について記載がない。

イ 平成23年7月13日付け行政文書公開請求書中の「請求する行政文書の内容」欄に請求文書のほか、本件対象文書名を追加記載することについては了承した。

しかし、平成23年7月26日付け鎌倉市指令産第10号行政文書一部公開決定通知書（以下「一部公開決定通知書」という。）の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、追加記載を認めた本件対象文書名しか記載されておらず、請求文書が記載されていない。

一部公開決定通知書中の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、行政文書公開請求書中の「請求する行政文書の内容」欄に記載された文書と同一のものが記載されるべきであり、その趣旨に沿った公開・非公開の決定処分が行われるべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

行政文書一部公開決定理由説明書及び平成24年7月13日実施の実施機関の決定理由説明を総合すると、実施機関が本件請求にかかる対象文書を本

件対象文書と特定し、一部公開とした根拠は、次のとおりである。

- (1) 第三次鎌倉漁港対策協議会の委員選出経緯等に関する行政文書は本件対象文書のみである。

鎌倉漁港対策協議会委員は、「漁業関係団体、関係団体、関係行政機関から推薦を得た者、公募市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する」ものと定められているところ（鎌倉漁港対策協議会要綱第3条第2項）、本件対象文書のうち、「鎌倉漁港対策協議会委員の結果について」（正確には「鎌倉漁港対策協議会委員選考委員会の結果について」である。以下同じ。）は、公募市民委員2名の選定にあたり、鎌倉漁港対策協議会委員選考委員会での審議経過及び評価集計などの選考状況について記載された決裁文書である。また、「鎌倉漁港対策協議会委員の推薦及び派遣について」は、委員のうち「漁業関係団体、関係団体、関係行政機関からの推薦を得た者」について、漁業関係団体の1団体から2名、関係団体6団体から各1名の委員の推薦、及び学識経験者所属団体の2大学から各1名の委員の同意を依頼した決裁文書である。そして「鎌倉漁港対策協議会委員の委嘱について」は、公募の市民委員2名及び関係団体等から推薦または同意を受けた10名の委員の計12名に対する鎌倉漁港対策協議会委員を決定し、委嘱するための決裁文書である。

なお、本件対象文書には、条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）に該当する個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、印影、事業名及び同項2号ア（法人等に関する情報）に該当する法人の代表者印が含まれているため、その部分を非公開とし本件処分を行った。

- (2) 異議申立人は、12名中市民委員2名を除く10名（漁業経験者、関係団体、学識経験者）については、本件対象文書に異議申立人の請求した「委員選出の経緯と理由（個人別）」「当該漁港建設計画にかかる利害の有無とその内容」が記載されていない旨主張する。しかし、本件対象文書には、各委員の推薦母体及び推薦状況、ないし、学識経験者の所属や研究分野等が記載されていることから、本件請求にかかる対象文書が本件対象文書であると特定したものである。

なお、異議申立人は、異議申立書において、「市役所より各推薦母体を選定した経緯・理由、及び其々の当該計画にかかる利害の有無とその内容」について本件対象文書では判読できない旨主張するところ、各推薦母体の選定は当時の市民経済部関係職員が理事者と口頭により協議を行

ったものであり、理事者との協議記録は存在せず、他のこれに関する文書も存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 請求対象文書の記載について

ア 異議申立人は、本件請求は「第三次鎌倉漁港対策協議会の委員に関する以下の内容のわかるもの。1：委員選出の経緯と理由（個人別）2：当該漁港建設計画にかかる利害の有無とその内容」を対象とするものであったにもかかわらず、実施機関が、公開請求手続段階で、本件請求にかかる対象文書を「・決裁文書『鎌倉市漁港対策協議会委員の委嘱について』・決裁書『鎌倉漁港対策協議会委員の推薦及び派遣について』・決裁文書『鎌倉漁港対策協議会委員の結果について』」と記載した上、一部公開決定通知書において、異議申立人が記載した上記記載文言が抹消されたことを問題とする。

実施機関の上記取扱いにより、あたかも異議申立人の本件請求が上記3文書に限定されているかのような取扱いがなされていることから、この点の是非を検討する。

イ この点、実施機関は、異議申立人の了承を得て上記3文書名の追加記載を行った旨主張するが、一般に情報公開請求を行う市民は行政文書の具体的な名称や記載項目等を知らないこと、上記追加記載の段階では異議申立人は本件対象文書の開示を受けておらず、その記載内容が求める情報を網羅するものであるかどうかの確認ができないことに照らせば、追加記載についての了承を得ていたとしても、本件請求にかかる対象文書を上記3文書に限定するとの取扱いは誤りであると言わざるを得ない。

ウ したがって、本件請求にかかる対象文書を、「第三次鎌倉漁港対策協議会の委員に関する以下の内容のわかるもの。1：委員選出の経緯と理由（個人別）2：当該漁港建設計画にかかる利害の有無とその内容」に訂正すべきである。以下では、本件請求にかかる対象文書が上記のものであることを前提にしてその余の点について判断を行う。

(2) 本件対象文書の特定の妥当性について

異議申立人による本件請求に対して、実施機関は本件対象文書を特定したが、異議申立人は、本件請求にあたって求めた情報が本件対象文書に記載されていないと主張する。

しかし、本件対象文書には、第三次鎌倉漁港対策協議会委員の選出の経緯・理由、(選出母体等から推測される) 利害関係が一定程度記載されている。

すなわち、鎌倉漁港対策協議会委員は、「漁業関係団体、関係団体、関係行政機関から推薦を得た者、公募市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する」ものと定められているところ(鎌倉漁港対策協議会要綱第3条第2項)、本件対象文書のうち、「鎌倉漁港対策協議会委員の結果について」には、公募市民委員2名の選定にあたり、鎌倉漁港対策協議会委員選考委員会での審議経過及び評価集計などの選考状況について記載され、また、「鎌倉漁港対策協議会委員の委嘱について」及び「鎌倉漁港対策協議会委員の推薦及び派遣について」には、委員のうち「漁業関係団体(中略)からの推薦を得た者」について、鎌倉漁業協同組合から同組合の役員2名が推薦を得ていること、「関係団体(中略)からの推薦を得た者」については、鎌倉地区自治組織連合会、鎌倉商工会議所、社団法人鎌倉市観光協会、鎌倉市商店街連合会、鎌倉水産物商業協同組合及び鎌倉マリンスポーツ連盟からそれぞれ同団体の役員が推薦を得ていること、「関係行政機関から推薦を得た者」はいないこと、「学識経験を有する者」には、東京海洋大学から同大学海洋科学部海洋環境学科教授が、東京大学大学院から同大学院総合文化研究科助教が推薦されていることが記載されている。

したがって、異議申立人が意図していた情報に比べ、本件対象文書の記載内容が簡略ないし不十分なものとどまっていたとしても、これをもって、本件対象文書が異議申立人の本件請求にかかる対象文書に含まれないとはいえない。

(3) 本件対象文書以外に本件請求にかかる対象文書が存在するか

実施機関からの聴取によっても、本件対象文書以外に行政文書は作成されておらず、本件請求にかかる対象文書が存在しないとの実施機関の説明に不合理性は認められず、また、異議申立人もその存在を主張するわけではない。

もっとも、異議申立人は、平成23年8月4日付け鎌産第828号「行政文書一部決定通知書の回答内容について」を本件請求にかかる対象文書であると主張するようである。しかし、同文書は、本件請求後に、

実施機関が異議申立人への説明資料として作成した文書であって、本件請求時には存在しないから、本件請求にかかる対象文書にはあたらない。

以上により、本件対象文書以外に本件請求にかかる対象文書となる行政文書が存在するとは認められない。

(4) 理由の付記について

実施機関は、異議申立人による本件請求に対し、本件請求にかかる対象文書を、本件対象文書と記載した上で、本件処分を行った。その限りにおいて、一部公開決定通知書中に、本件請求にかかる対象文書の非公開部分の概要とその理由を記載したことは、公開請求を拒否する具体的理由が記載されていることから、不備があるものとは認められない。

なお、本件請求が本件請求にかかる対象文書であることを前提として、本件対象文書を特定したとすれば、本件対象文書として特定されなかった文書については、文書の特定漏れであるのか不存在であるのかが判然としないため、本件においては、本件対象文書とされた3文書のほかに本件請求にかかる対象文書は作成されておらず、存在しない旨の理由付記を行うことが望ましい。

(5) 条例第6条該当性について

本件処分は、個人の氏名・住所等を条例第6条第1号により、法人の代表者印を同条第2号アにより非公開とするものである。

なお、実施機関の主張する条例第6条第1号該当性及び条例第6条第2号該当性について不合理な点は認められない。この点、異議申立人も認めるところである。

(6) 結論

以上のことから、本件請求にかかる対象文書の公開請求につき、一部公開決定通知書において、異議申立人が記載した上記の記載文言が抹消されたことは、看過し難い不適當なものであるため、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査会から本件の処分に関する手続について付言しておきたい。

実施機関は、本件請求において、当初「〇〇の内容のわかるもの」との記載により請求がなされたのに対し、総務課市政情報担当職員が具体的な行政文書名を追加して行政文書公開請求書を取り扱い、本件処分をするにあたって、実施機関は、当初の行政文書公開請求書にされた記載を削除して追加記

載された個々の行政文書のみが請求対象であるかのような処分を行っている。また、処分の際に、追加記載された個々の行政文書が実施機関の保有する本件請求にかかる対象文書のすべてであるといった情報提供や、記載内容の変更について意思確認を怠ったことは実施機関も認めるところである。

一般に、情報公開請求を行う市民は行政文書の具体的な名称や記載項目等を知らないのが通常であり、実施機関としては、公開請求対象文書特定にあたり、請求者の趣旨を十分に把握するように努め、公開請求対象と考えられる行政文書を特定する必要がある。本件のように、「〇〇の内容のわかるもの」との記載により請求がなされた場合には、関係部署が緊密に連携し、当該請求内容を反映していると考えられる行政文書を具体的に特定し、処分にあたっては、請求者に補正を求めるなどして、請求者の意思に合致した対象文書について処分をなすべきである。本件での上記職員による追加記載がなされた段階では、請求者は本件請求にかかる対象文書の開示を受けておらず、その記載内容が情報公開請求において求めている情報を網羅するものであるかどうかの確認ができないことに照らせば、実施機関のかかる取扱いには問題があると言わざるを得ない。すなわち、本件においてなされた取扱いでは、本件請求にかかる対象文書の特定が請求者の意思と合致しないものとなることが想定されるし、実質的に本件請求にかかる対象文書の差替えが行われてしまうおそれすらある。その結果、情報公開について、行政の恣意的な運用を認めることにつながりかねず、更に実施機関によりなされた処分について、請求者は、対象文書として公開された行政文書が自己のもともと請求したものと異なる内容であったとしても、それを知ることができず、行政上の不服申立手続ないし裁判手続による救済を求める途を閉ざされることとなりかねない。

このような手続は、情報公開制度の本旨に照らし、きわめて問題である。

実施機関においては、情報公開請求手続において請求者に請求対象文書の特定を求めるにあたっては、上記の点に留意し、制度の本旨に適うように運用することを強く求めるものである。

(別紙)

審査会の処理経過

年	月	日	内	容
23	7	15	行政文書公開請求書が提出される	
	7	26	行政文書一部公開決定通知書送付	
	8	12	異議申立書が提出される（担当課 産業振興課）	
	10	13	審査会に対し諮問	
	10	21	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請	
	11	11	行政文書一部公開決定理由説明書を受理	
	11	14	審議（第33回）	
	11	16	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請	
	12	5	異議申立人から意見書提出	
	12	9	実施機関に意見書（写し）送付	
24	6	4	審議（第39回）	
	7	13	審議（第40回）	
	8	2	審議（第41回）	
	8	30	審議（第42回）	
	10	4	答申	